（別添５）

令和２年度医療労務管理支援事業

委託契約書

　「令和２年度医療労務管理支援事業」の委託について、支出負担行為担当官茨城労働局総務部長○○　○○（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○○○○○　○○　○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（事業の委託）

第１条　茨城労働局長（以下「委託者」という。）は、「令和２年度医療労務管理支援事業」（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託する。

（事業の実施）

第２条　乙は、委託者が定めた「令和２年度医療労務管理支援事業に係る仕様書」及び乙が提出した「委託事業実施計画書」に基づき委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第３条　甲は、委託事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金○○○，○○○，○○○円（うち消費税等額○○，○○○，○○○円）を限度として、乙に支払うものとする。

２　乙は、委託費を別紙「委託費交付内訳」に記載された科目の区分にしたがって使用しなければならない。当該交付内訳が変更されたときも同様とする。

（委託期間）

第４条　委託の期間は、契約締結日から令和３年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第５条　甲は、この契約の保証金の納付を免除するものとする。

（事業実施計画の変更）

第６条　委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託事業変更通知書（様式第１号）により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

その際、委託者は第３条の委託費の額を変更することができるものとし、乙に変更後の委託費の額に対する「委託費交付内訳」を提出させるものとする。

　一　委託事業の内容を変更するとき

　二　国の予算額に変更があったとき

２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、委託事業実施計画変更承認申請書（様式第２号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

　一　委託事業実施計画書に掲げる事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）

二　別紙「委託費交付内訳」に記載された事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（消費税等を除く委託費交付内訳の科目ごとに、いずれか少ない額の２０％を超えない範囲内の流用増減である場合を除く。）

３　委託者は、前項の承認をするときは、甲に通知するものとする。

４　甲は、前項の通知を受け、委託事業の目的に照らし適正であると認めたときは、変更委託契約書（様式第３号）により契約の変更を行うものとする。

（他用途使用の禁止）

第７条　乙は、この委託事業以外に、第３条の委託費の名目で支出してはならない。

（委託事業の遂行困難）

第８条　乙は、委託事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨及びその理由を記載した書面を委託者に提出し、その指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第９条　乙は、委託者から要求があったときは、委託事業の遂行及び支出状況等について、要求のあった日から２０日以内に、委託事業実施状況報告書（様式第４号）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、委託事業の実施について指示をすることができるものとする。

（業務完了報告書の提出）

第１０条　乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書（様式第５号）を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

（検査の実施）

第１１条　検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後１０日以内、又は、令和２年３月２９日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

（実施結果報告）

第１２条　乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、委託事業終了の日から３０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式第６号）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による実施結果報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、委託事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

３　委託者は、検査の結果、不合格であったときは、乙に対し指定する期間内に未履行部分の業務を実施させることができる。この場合に要する費用は乙の負担とする。

４　第２項及び第３項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

（委託費の精算等）

第１３条　乙は、前条第１項の委託事業実施結果報告書の提出と同時に委託事業費精算報告書（様式第７号）（以下「精算報告書」という。）を、委託者を経由して甲に提出しなければならない。

２　委託者は、提出された精算報告書が前条第１項の実施結果報告書に適合するものであるか前条第２項の検査に併せて精査するものとする。

３　甲は、第１項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託費確定通知書（様式第８号）により委託者を経由して乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。

なお、委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第３条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

４　乙は、前項の規定による確定通知を受けたときは、適正な支払請求書を作成し官署支出官茨城労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払いを行うものとする。

（委託費の概算払）

第１４条　甲は、前条の規定にかかわらず、委託者が必要と認めた場合に限り、乙の請求により国の支払計画承認額の範囲内で概算払することができる。

２　乙は、前項の概算払を請求するときは、委託事業費概算払請求書（様式第９号）を官署支出官に提出するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払いを行うものとする。

（概算払における委託費の返還）

第１５条　乙は、前条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合であって、第１３条第３項の規定により委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、歳入徴収官茨城労働局長（以下「歳入徴収官」という。）の指定する期限までに、その超える額を返還しなければならない。

　また、委託費の取扱いから生じた預金利息についても、歳入徴収官の指示に従って返還しなければならない。

（支払遅延利息）

第１６条　官署支出官は、第１３条第４項又は第１４条第２項において、その定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し２．７％を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（委託費の経理）

第１７条　乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

（書類の備付け及び保存）

第１８条　乙は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備しなければならない。

２　乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（実施に関する監査等）

第１９条　委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対し、関係帳簿、書類及び資料の提出を求め又は監査を行うことができる。

（委託事業の中止又は廃止）

第２０条　乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第１０号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。なお、第４項から第６項に該当すると認められる時は、何らの催告を要しない。

　一　重大な法令違反があったとき

二　重大な契約違反があったとき

　三　乙の都合により、前条の委託事業の中止又は廃止の承認申請があった場合で、委託者が承認したとき

四　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

五　甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人もしくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

六　第３２条の規定に違反したとき。

２　乙は、前項の規定により契約の解除があったときは、第１３条及び第１５条の規定に準じて委託費の精算を行う。

ただし、契約の解除について乙に故意又は重大な過失が認められたときは、甲は、その一部又は全部を支払わないことができる。

また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

３　甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（違約金）

第２２条　甲は、前条の規定により契約を解除したときは、違約金として第３条の金額の１００分の１０に相当する金額を乙に請求することができる。

２　乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５．０％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第２３条　乙は、この契約の履行または不履行に付随して甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

２　乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（延滞金及び加算金）

第２４条　乙は、第１５条の規定による委託費の残額又は預金利息、前条第１項の規定による損害賠償金を歳入徴収官及び甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年５．０％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

２　乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年２０％の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。

３　甲は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金の一部又は全部を免除することができる。

４　甲は、第２項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。

５　第２項の委託費の返還については、第１項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第２項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

（再委託）

第２５条　乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、（様式第１１号）により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りでない。

３　契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則２分の１未満とする。

４　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

５　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第２６条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、（様式第１２号）の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第２７条　乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（別紙）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、履行体制図（別紙）に変更があるときは、速やかに（様式第１３号）により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

一　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

二　事業参加者の住所の変更のみの場合

三　契約金額の変更のみの場合

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（物品の管理）

第２８条　乙は、委託事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第２９条　乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格が５０万円以上の財産については、委託者の承認を得なければ処分してはならない。

　　この場合において、委託者の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

２　乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格が５万円以上５０万円未満の財産について処分した場合には、速やかに委託者に報告しなければならない。

３　委託事業の実施に伴い取得した財産（消耗品を除く）については、委託事業が終了したとき（委託事業を中止又は廃止したときを含む。）は、これを国に返還しなければならない。

（権利の帰属）

第３０条　この契約による委託事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。

（公表等の制限）

第３１条　乙は、委託者の承諾なしに、委託事業の内容を公表してはならない。

（守秘義務）

第３２条　乙は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承諾なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第３３条　乙は、委託契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

２　乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに様式第１４号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。

３　乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。

４　乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに当該契約による目的以外のために複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

５　乙が委託契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

６　乙は、個人情報の漏えい等、個人情報の適切な管理のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について様式第１５号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、直ちに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

７　乙は、個人情報の管理の状況について、様式第１６号「個人情報管理状況報告書」により、年１回以上、委託者に報告しなければならない。

８　委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。

９　本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

（委託事業の引継）

第３４条　乙は、国の会計年度又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）し、甲が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継を乙が実施する委託事業が終了するまでに適切に行うものとする。

（信義則条項）

第３５条　甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第３６条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３７条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第６項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

二　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第３８条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

　（行為要件に基づく契約解除）

第３９条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

　（表明確約）

第４０条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

　（下請負契約等に関する契約解除）

第４１条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第４２条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反等に係る契約解除）

第４３条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受け又は送検されたとき。

二　乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格証明書に虚偽があったことが判明したとき。

三　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反等に係る違約金）

第４４条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

　（契約解除に基づく損害賠償）

第４５条　甲は、第２１条第１項、同条第３項、第３６条第１項、第３８条、第３９条、第４１条第２項及び第４３条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第２１条第１項、同条第３項、第３６条第１項、第３８条、第３９条、第４１条第２項及び第４３条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

　（不当介入に関する通報・報告）

第４６条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第４７条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙双方が協議して定めるものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第４８条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第１６条、第２１条第１項、同条第３項、第２３条、第３２条、第３７条、第４０条、第４５条、第４７条及び本条はなお有効に存続するものとする。

第４９条　この契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　茨城県水戸市宮町1-8-31

　　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　　茨城労働局総務部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　　印

　　　乙　住所

　　　　　　○○○○○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　　印

（別紙）

委託費交付内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託金額 |
| Ⅰ　事業費 |  |
| Ⅱ　管理費 |  |
| Ⅲ　消費税 |  |
| Ⅳ　合計 |  |

（様式第１号）

委託事業変更通知書

令和　 年　 月　 日

甲

　　　　　　　　殿

乙

茨城労働局長

　「令和２年度医療労務管理支援事業」の内容に下記の変更の必要が生じたので通知します。

記

１　変更理由

２　変更事項

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　更　　　前 | 変　　　更　　　後 |
|  |  |

（様式第２号）

委託事業実施計画変更承認申請書

 令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「令和２年度医療労務管理支援事業」実施計画を変更したいので、承認いただきたく下記により申請します。

記

１　変更理由

２　変更年月日　　　 令和　 年　 月　 日

３　変更事項

（１）実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　更　　　前 | 変　　　更　　　後 |
|  |  |

（２）委託費交付内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 変更前 | 変更後 |
| Ⅰ　事業費 |  |  |
| Ⅱ　管理費 |  |  |
| Ⅲ　消費税 |  |  |
| Ⅳ　合計 |  |  |

（様式第３号）

変更委託契約書

令和○年○月○日付けで支出負担行為担当官茨城労働局総務部長　○○　○○　（以下、「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○○○○○　○○　○○（以下、「乙」という。）との間で締結した令和２年度医療労務管理支援事業に係る委託契約について、当該契約書第６条第４項に基づき、第３条第１項を下記のとおり変更し、同条第２項による「委託費交付内訳」を別紙のとおり変更する。

記

（委託費の額）

第３条　甲は、事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金　　　，　　　，　　　円（うち消費税等額　　　，　　　円）を限度として、乙に支払うものとする。

　この契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　茨城県水戸市宮町1-8-31

　　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　　茨城労働局総務部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　　印

　　　乙　住所

○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　　印

別　紙

委託費交付内訳（変更後）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　額 | 備　考 |
| Ⅰ　事業費 |  |  |
| Ⅱ　管理費 |  |  |
| Ⅲ　消費税 |  |  |
| Ⅳ　合計 |  |  |

（様式第４号）

委託事業実施状況報告書

　 令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　○○年○○月○○日付けで貴職から要求のあった「令和２年度医療労務管理支援事業」の実施状況を別添により報告します。

（様式第５号）

　 令和　 年　 月　 日

　検査職員

　　茨城労働局雇用環境・均等室

○○　　○○　殿

乙

業務完了報告書

　　　契約件名　　令和２年度医療労務管理支援事業

　上記の業務について、令和○年○月○日をもって完了したので、本件契約書第１０条の規定に基づき報告します。

（様式第６号）

委託事業実施結果報告書

令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「令和２年度医療労務管理支援事業」の実施結果を別添により報告します。

（様式第７号）

委託事業費精算報告書

令和　 年　 月　 日

支出負担行為担当官

　　茨城労働局総務部長　殿

　（茨城労働局長経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「令和２年度医療労務管理支援事業」について下記のとおり精算します。

記

　１．委託費の額　　金　　　　　　　　　円也

　２．委託費使用内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委託費の額 | 流用の額 | 流用後の委託費の額 | 支出額 | 差引差額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

　３．受取利息の額　　　　　　　　　　　円也

　４．返還を要する額　　　　　　　　　　円也

　５．委託費支出内訳明細書　　　別紙のとおり

（別紙）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委託費の額 | 流用の額 | 流用後の委託費の額 | 支出額 | 差引差額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

（様式第７号）

委託事業費精算報告書（記載例）

令和　 年　 月　 日

支出負担行為担当官

　　茨城労働局総務部長　殿

　（茨城労働局長経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「令和２年度医療労務管理支援事業」について下記のとおり精算します。

記

　１．委託費の額　　金　　a+b+c円也

　２．委託費使用内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委託費の額 | 流用の額 | 流用後の委託費の額 | 支出額 | 差引差額 | 備考 |
| 事業費管理費消費税 | ab c | g-g0 | a+gb-gc | def | (a+g)-d(b-g)-ec-f |  |
| 合計 | a+b+c |  | a+b+c | d+e+f | (a+b+c)- (d+e+f) |  |

　３．受取利息の額　　　　　　　　　　　0円也

　４．返還を要する額　 　 (a+b+c)-(d+e+f)円也

　５．委託費支出内訳明細書　　　別紙のとおり

（別紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 科目 | 金額（円） | 内訳 |
| 事業費管理費消費税 | 謝金・プッシュ型専門家謝金・常駐型専門家謝金・派遣型専門家謝金旅費・プッシュ型専門家旅費・派遣型専門家旅費周知広報経費・印刷製本費庁費・事務所借料・郵送代・消耗品費一般管理費 | dZ,ZZZ,ZZZZ,ZZZ,ZZZCCC,CCCDDD,DDDEEE,EEEFFF,FFFeHHH,HHHII,IIIJJ,JJJKK,KKKf | XX,XXX×YYY人日＝Z,ZZZ,ZZZ円XX,XXX×YYY人日＝Z,ZZZ,ZZZ円A,AAA×BB件＝CCC,CCC円チラシ作成月GG,GGG円×12月＝HHH,HHH円 |
| 合計 |  | d+e+f |  |

（様式第８号）

令和　 年　 月　 日

乙　　殿

支出負担行為担当官

茨城労働局

総務部長

（茨城労働局長経由）

委託費確定通知書

令和　 年　 月　 日付けで提出のあった「令和２年度医療労務管理支援事業」に係る委託事業実施結果報告書（様式第６号）及び委託事業費精算報告書（様式第７号）について、令和２年度医療労務管理支援事業委託契約書第13条第３項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり委託費の額を確定したので通知します。

記

確定額　　金　　　　　　　　円

（様式第９号）

委託事業費概算払請求書

令和　　年　　月　　日

官署支出官

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「令和２年度医療労務管理支援事業」の実施に係る経費として、下記の金額を交付されたく請求します。

記

１．概算払の額　　　金　　　　　　　　　円也

２．請求内訳

　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までに要する経費

　　　　明細については、別紙のとおり

３．振込先

金融機関名

預金種別

口座番号

（ふりがな）

名義名

名義名住所

（別紙）

令和２年度医療労務管理支援事業

委託費内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 |  ①委託費の額 |  ②今回申請額 |  ③既交付額 | ④(②+③)計 |  ⑤(①-④)差引未交付額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

（様式第10号）

委託事業中止（廃止）承認申請書

令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「令和２年度医療労務管理支援事業」を、下記により中止（廃止）したいので承認いただきたく申請します。

記

１　中止（廃止）する事業内容

２　中止（廃止）理由

３　中止期間又は廃止年月日

中止期間　　　　令和　 年　 月　 日より

　　　　　　　　令和　 年　 月　 日まで

（廃止年月日　　　　令和　 年　 月　 日）

（様式第11号）

令和　 年　 月　 日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長　殿

（茨城労働局長経由）

名称

代表者氏名　　印

令和２年度医療労務管理支援事業

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

（様式第12号）

令和　 年　 月　 日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長　殿

（茨城労働局長経由）

名称

代表者氏名　　印

令和２年度医療労務管理支援事業

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

（様式第13号）

令和　 年　 月　 日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長　殿

（茨城労働局長経由）

名称

代表者氏名　　印

令和２年度医療労務管理支援事業

履行体制図変更届出書

契約書第27条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

（別紙）

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所

・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）

・各事業参加者の行う業務の範囲

・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
| Ａ | 東京都○○区・・・ |  円 |  |
| Ｂ |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  乙 |  |
|  |  |
|  | 事業者Ａ |  | 事業者Ｂ |  |
|  |  |
|  |
|  | 事業者Ｃ |  |
|  |

（様式第14号）

 番　　　　　　　　　号

 令和　　年　　月　　日

 茨城労働局長　殿

 受託者名 　 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

　医療労務管理支援事業委託契約書第33条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制
2. 実施体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  | （様式第15号） |
| 個人情報漏えい等事案発生報告書 |
|  | （第○報） |  |  |  |
| 受託者名 | 　発生場所 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |
| 委託者への本報告書発送年月日 | 年 | 月 | 日 | 曜日 | （発覚から　営業日） |
| 　 |  |  |  |  |  |  |
| （１）委託者への事案報告年月日 | 年 | 月 | 日 | 曜日 | （発覚から　営業日） |
| （２）発覚年月日 | 年 | 月 | 日 | 曜日 | － |
| （３）発生年月日 | 年 | 月 | 日 | 曜日 | － |
| （４）事案の概要 |  |
|
|
|
|
|
|
|
|
|

（様式第16号）

 番　　　　　　　　　号

 令和　　年　　月　　日

 茨城労働局長　殿

 受託者名 印

個人情報管理状況報告書

　医療労務管理支援事業委託契約書第33条第７項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　目的外利用の有無　（　有　・　無　）

２　再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守

（　している　・　していない　）

３　個人情報の複製等に関する事項の遵守　（　している　・　していない　）

４　個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守

（　している　・　していない　）

５　業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却

（　している　・　していない　）

６　その他講じた措置（自由記載欄）